

「国民の生活が第一」第3回文部科学政策会議
著作権法・違法ダウンロード刑事罰化に関するヒアリングの議事概要

【日時】平成24年9月4日（火）14:52～15:35

【場所】衆議院第二議員会館第三会議室

【説明者】文化庁長官官房著作権課

警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課

一般社団法人日本レコード協会

一般社団法人日本映画製作者連盟

【ヒアリング概要】

①文化庁による説明

- 配付資料に基づき「著作権法の一部を改正する法律」の概要について説明。

②一般社団法人日本レコード協会による説明

- 平成24年10月1日の施行に向けて、附帯決議及び改正法の附則の趣旨に則り、周知のための活動をこれから積極的に行う。
- 計画中のものも含め、以下のような取組を予定している。
 - ①動画サイト等にWEB広告を付け、著作権法が改正された旨の周知を行う。
 - ②現在、映画館において本編の上映前に、映画の盗撮防止に関し、広告を流しているが、この広告の後半10秒には、違法ダウンロード防止についても盛り込まれている。今国会の著作権法改正を踏まえ、現在改訂作業を進めている。できるだけ速やかに進めたい。
 - ③違法ダウンロードを行っている割合は未成年者が多いことから、全国の中学校、高校に向けて、ポスターを作成している。10月初旬に学校に届くような形で、配付したい。
 - ④上記の施策は音楽関係の7団体により委員会を組織して進める。また、改正内容が分かる特設サイトの開設を予定している。

③質疑応答等

Q はた議員：文化庁作成の「Q&A」のQ8に「事前に然るべき警告を行う」とあるが、どのように警告するのか、何回警告するのか、具体的に教えていただきたい。

A 日本レコード協会：個別の事案について、どういう形で警告するかについては、事前に適切に答えられる状況にないが、警告しないという意味ではない。なお、違法アップロードの摘発も行っているが、繰り返し、大量にアップロードしている人に対し、警告を何回か行い、それでも駄目な場合、告訴している。

Q はた議員：どのくらいの量、損害があった場合に、告訴を行うのか。量的な基準はあるのか。

A 日本レコード協会：ケースバイケースであると思う。

Q 森議員：1件のダウンロードでも違法は違法であり、捜査・摘発の対象となり得ることから、ユーザーから大きな不安の声が寄せられている。違法ダウンロード刑事罰化は、結果として、ネット利用の萎縮を招き、音楽・映画業界のためにもならないのではないか。警告や告訴の基準につ

いても、特段決まっていなくてのことのようだが、ユーザーの不安を解消するには、「こういう方向でやります」というガイドライン的なものを業界団体が出す方が、業界団体のためにもユーザーのためにも良いのではないか。

A 日本レコード協会：基準を作ること自体が難しい。犯罪行為を行った人の属性、頻度など、いろいろな要素で告訴するかどうかを決めている。

Q 森議員：必ず警告は行うのか。

A 日本レコード協会：告訴するに当たり、警告を必須とは考えていない。

Q はた議員：違法ダウンロードの取締りは、違法アップロードの取締りと同じように行うという理解で良いか。

A 日本レコード協会：かまわない。今までも、告訴するに当たっては、多くの場合、何回も削除要請を行い、それでも繰り返す人に対し、告訴するという運用をしてきた。その実態を変えることは考えていない。

Q はた議員：違法ファイル等の年間ダウンロード数は推定で 43.6 億ファイルとされているが、一人あたり平均何件で、額はいくらであるか。

A 日本レコード協会：細かい資料が手元にないが、43.6 億ファイルは、YouTube 等の動画サイトのほか、携帯電話の掲示板等の全てを含んだ数である。例えば、中学生以上の人数で割れば、全員がインターネットを使用しているという前提において、一人当たりの数字がある程度出ると思うが、手元に資料がないので、数字は分からない。

A 日本映画製作者連盟：被害額の算出は難しいが、動画投稿サイトが出始めた頃の 6、7 年前に調べたところ、映画興行に対する被害額は 180 億円となった。映画の興行マーケットは意外と小さく年間 2,000 億円であり、180 億円はその約 1 割に当たる。映画は、劇場での上映、パッケージの流通販売、有料・無料のテレビ放送権販売という、ワンソース・マルチユースでビジネスが成り立っている。違法ダウンロードは二次的な利用以降の我々のビジネスも潰していく。

映画盗撮防止法は、罰則が重いこともあり（10 年以下の懲役、又は 1,000 万円以下の罰金又はこれらの併科）、非常に大きな効果があった。2010 年までは盗撮行為を行っている人がいたが、この 2 年間は全くいなくなった。

Q 松崎座長：映画の盗撮は、どのようなケースで行われるのか。

A 日本映画製作者連盟：日本の映画盗撮は、ボランティア、つまりインターネット上で大きな顔をした人が行うことが多い。また、映画盗撮防止法は、盗撮犯をつかまえるというより、盗撮を防止することが第一義である。映画館や我々、映画製作者が、本法律に基づき盗撮の防止に努めた結果、盗撮行為はなくなった。

Q 松崎座長：映画盗撮に関する立件数は何件か。

A 日本映画製作者連盟：2 件あるが、起訴となったケースはない。1 件は、2010 年の石川県の例であるが、映画盗撮のほか女性の盗撮も行っており、社会的制裁も大きく、そちらで立件したことから、映画盗撮については起訴猶予となった。もう 1 件は、長野県の例であり、違法録音について検挙したが、本人に反省の色が濃いということで、こちらも、起訴猶予となった。

○ 大山議員：見せしめ的に検挙されたという事例が出て来た場合、ネット利用が委縮してしまう可能性があるのではないかと懸念している。

また、後ろ向きに考えるのではなく、前向きな発想が必要であると考えている。例えば、マルチユースをしていく中で、商品の価格を下げることはできないか。さらに、「ここからダウンロードしなさい」というポータルサイト的なものを作ってはどうか。システムの構築にコストはかかるが、有益で低価格のサービスが提供されることで、サービスの提供者と利用者の双方が win-win の関係となるようにして欲しい。「日本の仕組みはすごい」と世界に認知され、世界中からのアクセスも、まずはそのポータルサイトを通してされるのが当たり前となるのが理想的なのではないか。

Q はた議員：違法アップロードに関する告訴の流れ、告訴の手順を教えてください。

A 警察庁：著作権関係団体から、捜査主体である都道府県警察に対して連絡をいただき、団体との面接を行い、犯罪事実を教えてください、そこから捜査が始まる。

Q 森議員：違法ダウンロード刑事罰化に関する警察庁からの通達は既に発出されているのか。

A 警察庁：発出に向けて準備中である。近々に発出する。

Q 森議員：捜査当局による証拠の改ざんや捜査報告書のねつ造が行われ、問題となって来た。違法ダウンロード刑事罰化の周知において、どういう立場で、どのような形で周知するのか。

A 警察庁：警察捜査において、法と証拠に基づいて行うことは当たり前の話である。違法ダウンロードについても、法と証拠に基づき、慎重かつ適正に捜査を進めることとしている。そういった内容について通達を発出するものであるが、附帯決議の内容や、法改正の概要等について、各都道府県警察に対し、周知徹底を図っていく。

Q はた議員：日本レコード協会は、警告について「ケースバイケース」とおっしゃったが、警告なしでガツンとやる場合はごくごくまれなケースであると思う。一般のユーザーに対しては、事前警告を繰り返してやるということ、ここで言っていただきたい。

A 日本レコード協会：おっしゃっている趣旨はよく分かるし、気持ちとしては私もそういう気持ちである。一般の人が軽い気持ちでやったことに対し、不意打ちを食らわすことがないよう、私どもとしては心がける。参議院での質疑や附帯決議の内容は重く受け止めており、それをふまえて適切な運用に努めたいと思う。

○ 森議員：私とはた議員のところに、多くの心配の声が寄せられる。「業界団体はこう言っていますよ。」「警察庁もこういう通達を出していますよ。」と我々も発信し、ユーザーに納得、安心してもらうなければならない。

○ 松崎座長：違法ダウンロード刑事罰化の啓発効果が及んでいない人をどうするかは、業界の努力もあると思う。行政と一緒に取り組んで欲しい。

以上